



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*110 和歌山県近代化資金利子補給規則の一部を改正する
規則 (水産振興課)

規 則

和歌山県規則第110号

和歌山県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月18日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

和歌山県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年和歌山県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(利子補給)

第1条 知事は、漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対して、この規則の定めるところにより当該漁業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規則において「漁業近代化資金」とは、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)

第2条第3項に規定する漁業近代化資金及び漁業振興資金(異常な自然現象等で知事が指定するもの(不漁等、天災に準ずるものと知事が認めたものを含む。)により漁業経営に一時的な支障を受け、回復が可能であると認められる者に対して融通される資金をいう。)をいう。

2 この規則において「融資機関」とは、法第2条第2項各号に掲げる融資機関をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。